

# 給食施設の届出記入上の注意

## 1 届出の必要な施設

### (1) 特定給食施設

健康増進法第20条及び健康増進法施行規則第5条の規定により、特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設。

### (2) その他の給食施設

特定給食施設の食数以外の要件を満たし、1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設。

ただし、病院、介護老人保健施設、老人福祉施設、児童福祉施設、社会福祉施設については、1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する施設とする。

## 2 開始届について

### (1) 給食施設の種類について

一つの給食施設で複数種類の食事を作っている場合（例. 病院と介護老人保健施設）、複数の給食施設の種類を届け出ること。（給食施設の種類欄に2つチェックをする）

### (2) 給食数について

①平均食数とは、通常施設が稼働している時（土日などで食数が通常より減る場合の食数を除く）の平均で算出する。

②一つの給食施設で複数種類の食事を作っている場合、それぞれ区別して計上すること。  
（例. 病院と介護老人保健施設 2段に分けて記入する）

### (3) 管理栄養士、栄養士の員数について

①勤務形態は常勤とし、非常勤、兼務の場合は計上しないこと。なお、雇用の形態は問わない。  
ただし、常勤とは週4日週以上かつ1日6時間以上勤務している者をいう。

②管理栄養士、栄養士として雇用されており、管理栄養士、栄養士業務に従事する者を記入する。

## 3 変更届について

届出書の事項に変更を生じたときは、変更届を提出する。なお、食数、員数については、次のとおりとする。

(1) 「1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数」については、前年1年間の食数変動を勘案して、次の区分を超えて変更があった場合に届出を必要とする。

①1回100食未満かつ1日250食未満

②1回100食以上又は1日250食以上

③1回300食以上又は1日750食以上

④1回500食以上又は1日1,500食以上

(2) 「管理栄養士及び栄養士の員数」については、それぞれ員数の有無に変更があった場合に届出を必要とする。（例. 1名が2名になった場合は届出不要）

(3) 設置者が変わる場合は廃止届、開始届を提出する。但し、代表者の変更については届出不要。

## 4 休止（廃止）届について

給食施設に係る事業を1年以上休止が予定される場合又は廃止する場合は届出を行なう。